

陳述書の提出等について（注意）

- 競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。
- 入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。
- 陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。
- 陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。
- 陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。
- 陳述書の用紙は、執行官室及びBITサイト上において入手可能です。

山形地方裁判所

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 12 月 23 日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 岩 田 実

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 13 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 1 月 20 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日 場 所	令和 8 年 1 月 22 日 午前 10 時 00 分 山形地方裁判所売却場
売却決定 期日 場 所	令和 8 年 2 月 12 日 午前 9 時 45 分 山形地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 12 月 23 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7, 020, 000 5, 616, 000	一括	1, 404, 000	54, 148	15, 586
1	3, 140, 000				
2	3, 880, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 寒河江市高田一丁目
 地 番 6 番 9
 地 目 宅地
 地 積 287.00 平方メートル

- 2 所 在 寒河江市高田一丁目 6 番地 9
 家屋 番号 6 番 9
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 94.40 平方メートル
 2 階 33.12 平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 物置
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 床 面 積 17.39 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年10月16日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 岩 田 実

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

- 1 所 在 寒河江市高田一丁目
 地 番 6 番 9
 地 目 宅地
 地 積 287.00 平方メートル
 共有者 A 持分 5 分の 4
 共有者 B 持分 5 分の 1

但し、共有者全員持分全部

- 2 所 在 寒河江市高田一丁目 6 番地 9
 家屋 番号 6 番 9
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 94.40 平方メートル
 2 階 33.12 平方メートル

(附属建物)

- 符 号 1
 種 類 物置
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 床 面 積 17.39 平方メートル
 共有者 A 持分 5 分の 4
 共有者 B 持分 5 分の 1

但し、共有者全員持分全部



令和7年(ケ)第32号
令和7年7月16日受理
令和7年9月30日提出

現況調査報告書

山形地方裁判所

執行官 原田 薫

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 寒河江市高田一丁目
 地 番 6 番 9
 地 目 宅地
 地 積 287.00 平方メートル

共有者 A 持分 5 分の 4
 共有者 B 持分 5 分の 1

但し、共有者全員持分全部

2 所 在 寒河江市高田一丁目 6 番地 9
 家屋 番号 6 番 9
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 94.40 平方メートル
 2 階 33.12 平方メートル

(附属建物)

符 号 1
 種 類 物置
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 床 面 積 17.39 平方メートル

共有者 A 持分 5 分の 4
 共有者 B 持分 5 分の 1

但し、共有者全員持分全部



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	山形県寒河江市高田一丁目6番地の9	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（A、B） ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（A、B） ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日]	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 物件1の土地について、東側と南側で舗装市道に接面している。西側と北側には、隣地のコンリートブロックによる土留めがあることから、境界は明瞭である。
- 2 物件1の土地について、隣地所有者と境界争いはない。
- 3 物件1の土地上の南西側部分に、スチール製物置が建てられている。
- 4 物件1の土地について、南西側部分にカーポートが設置されているが、Aによると、設置時期については、以前の所有者が設置したものであるため、不明であるとのこと。
- 5 物件2の建物について、第三者に貸している部分はない。
- 6 物件2の建物について、雨漏りや床の軋み等の支障のある箇所は見られない。
- 7 物件2の建物と物件2の附属建物の目的外動産についてはAとBが所有しており、第三者のものは置かれていない。
- 8 物件2の建物について、建物内で犬を飼っている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (土地建物共有者)	1 物件1の土地について、隣地所有者との間で境界争いはありません。 2 物件1の土地にある車は、私のものです。 3 物件1の土地上のカーポートは、以前の所有者が設置したもので、設置時期については、わかりません。 4 物件2の建物について、私とBが居住し占有しています。 5 物件2の建物について、第三者に貸している部分はありません。 6 物件2の建物について、雨漏りや床の軋み等はありません。 7 物件2の建物の附属建物である物置は、私とBが使用しています。 8 物件2の建物内にある目的外動産は私とBのものです。 9 物件2の建物内で犬を飼っています。
■ B (土地建物共有者)	1 物件2の建物について、私とAが居住し占有しています。 2 物件2の建物の附属建物である物置は、私とAが使用しています。 以上
執行官の意見	
■ 1 本件物件の状況は、公図、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。 2 陳述者の陳述に沿った占有が認められる。 3 物件2の建物の占有状況については、現場の状況、関係人の陳述及び立入調査の結果から、AとBが占有するものと認定した。 以上	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年7月22日 (火) : - :	執行官室	山形地方法務局寒河江支局に対して全部事項証明書等 交付申請書発送 (7月29日受理)
令和7年8月8日 (金) : - :	執行官室	A、Bに通知を送付する
令和7年8月20日 (水) 10:00-11:00	物件所在地	現況調査、評価人同行、占有調査、建物立入調査 境界確認、写真撮影、附属建物調査、立会したAとB から事情を聴取する

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公用

登記年月日：平成21年5月21日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年7月24日 山形地方支務局寒河江支局

登記官

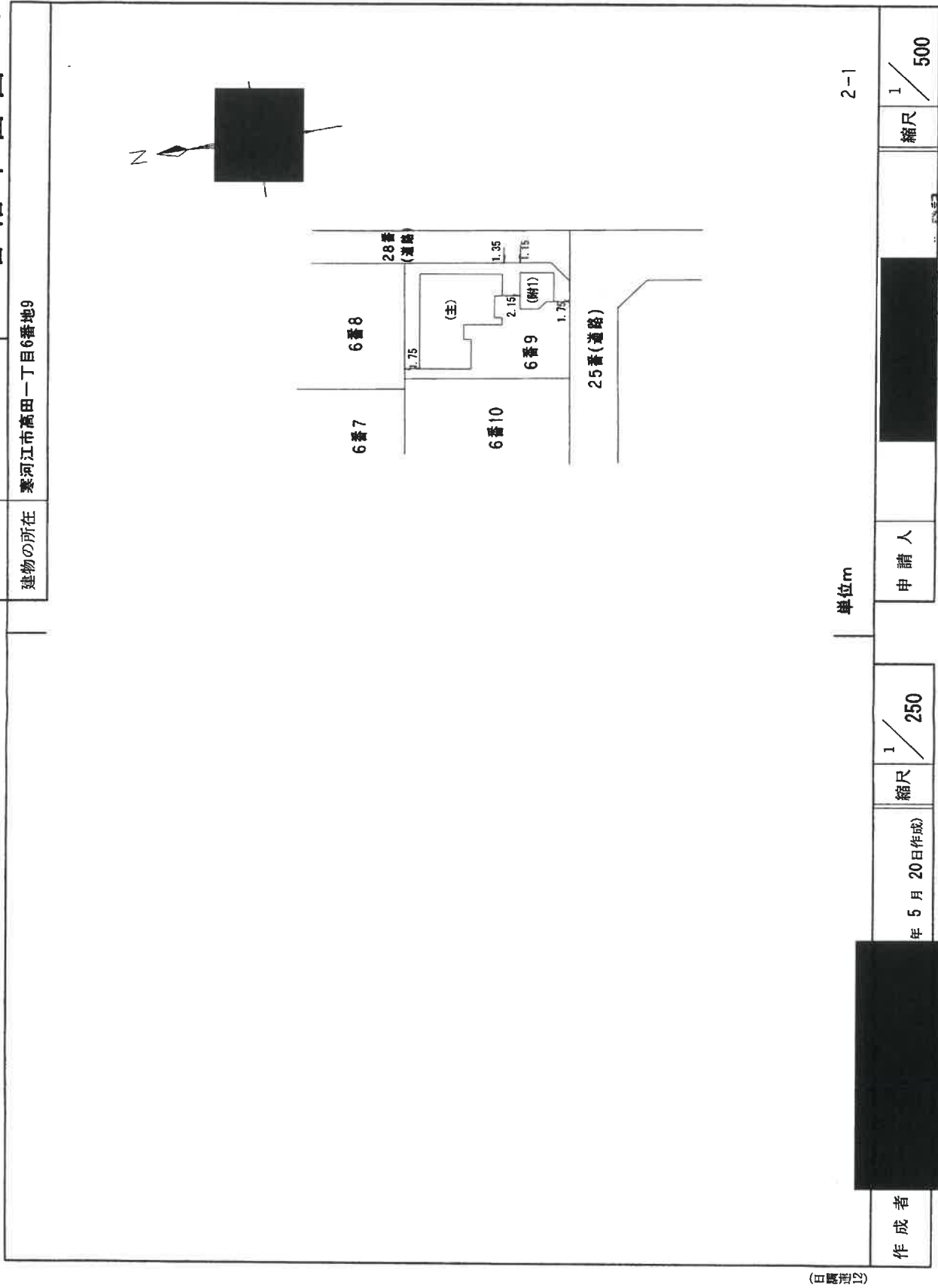
(7 枚目)

132803

各 階 平 面 図

建 物 図 面
各 階 平 面 図

家屋番号	6番9
建物の所在	寒河江市高田一丁目6番地9



A 3 判 → A 4 判 に 縮 小

登記年月日：平成21年5月21日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年7月24日 山形地方方法務局寒河江支局

登記官

(8 枚目)

A 3 判→A 4 判に縮小

132309

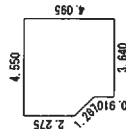
各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号 6番9

建物の所在 寒河江市高田一丁目6番地9

符 1



求 積 表

$$\begin{aligned} 3.640 \times 4.095 &= 14.905800 \\ (3.185 + 2.275) \times 0.910 / 2 &= 2.484300 \end{aligned}$$

合 計 17.3901000
床面積 17.39 m²

(田園用紙)

単位m

作成者

年 5 月 20 日作成

縮尺

1 /

申請人

縮尺

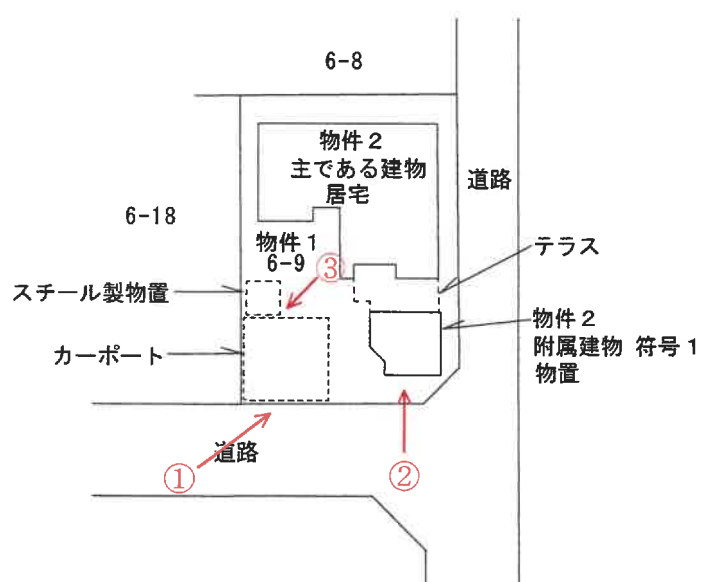
1 / 250

2-2

平成21年5月21日登記

(社会連合会用紙)

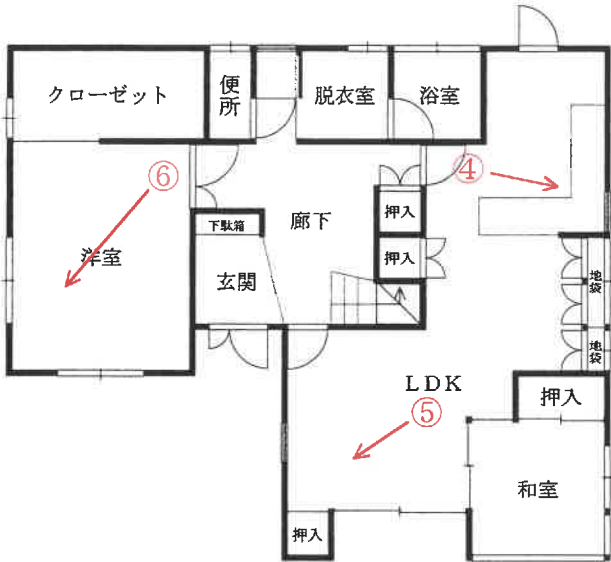
土地建物位置関係図 S=1:500



凡例 : 写真撮影位置方向 ○ →

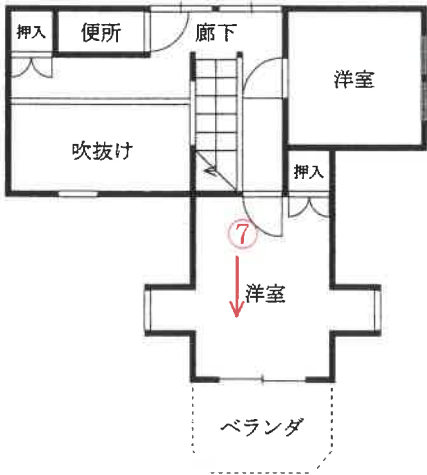
建 物 間 取 図

物件2 主である建物



1F

(94.40㎡)



凡例 : 写真撮影位置方向 ○ →

2F

(33.12㎡)

建 物 間 取 図

物件 2 附属建物 符号 1



1F (17.39㎡)

凡例 : 写真撮影位置方向 ○ —————→

写真①(物件2 建物外観)



写真②(物件2 附属建物(物置))



写真③(物件1 スチール製物置)



写真④(物件2 1階 キッチン)



写真⑤(物件2 1階 リビング・ダイニング)



写真⑥(物件2 1階 洋室)



(14 枚目)

写真⑦(物件2 2階 洋室)



写真⑧(物件2 附属建物(物置)室内)



(15 枚目)

令和7年 (ケ) 第32号
平成7年 8月20日 現地調査
平成7年10月 2日 評 価
(Y 2106号)

山形地方裁判所民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

森 谷 崇 史

第1. 評 価 額

一 括 価 格	
金 7, 0 2 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1	金 3, 1 4 0, 0 0 0 円
物件 2	金 3, 8 8 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2. 評 価 の 条 件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほか物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については、原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3. 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	寒河江市高田一丁目 6番9 宅地 287.00 m ²	左記にほぼ同じ
2	所 家 種 構 床 面 積	在 番 号 類 居 宅 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 1階 94.40 m ² 2階 33.12 m ²	左記にほぼ同じ
	種 構 床 面 積	類 造 置 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 17.39 m ²	左記にほぼ同じ
番号	特記事項		
	特になし		

第4. 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R左沢線寒河江駅の東方約 1.2km（道路距離）に位置する。 （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	寒河江市中心部付近の高田一丁目地内に、戸建住宅等が建ち並ぶ 区画整然とした住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の個 別的な規制を考慮し ない一般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 指 定 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% — 日影規制区域
画 地 条 件	地 積 間 口 × 奥 行 形 状 地 勢 道 路 接 面 そ の 他	287.00 m ² 約 14.5m×約 20m ほぼ長方形 ほぼ平坦 角地 なし
接 面 道 路 の 状 況	南側が約 6m の舗装市道にほぼ等高に、東側が約 4m の舗装市道に ほぼ等高に接面。 （建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路）	
土地の利用状況等	物件 2 建物の敷地	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり 下 水 道 あり ガ ス 配 管 あり （注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設 の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引 込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周 辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合を いう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず 供給処理を利用している場合や、役所での確認事項に疑義がある場 合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	附 加 物 ・ 従 物 等 : なし 土 壌 汚 染 の 可 能 性 : 現地調査及び官公署において公表されている資料を勘案する限度において、土壌汚染の可能性は低いと判断されるが、その有無は指定調査機関の調査によらなければ確定できない。 地 下 埋 設 物 の 有 無 : 現地調査において価格形成に大きな影響を与える地下埋設物が存在する可能性は低い。 埋 蔵 文 化 財 の 有 無 : 文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれていない。 土 砂 災 害 警 戒 区 域 等 : 土砂災害警戒区域等に指定されていない。 そ の 他 : ① 物件 1 南西角付近にカーポートが 1 個存する。 ② 物件 1 南西端付近にスチール製物置が 1 個存する。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

イ. 区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日 平成7年11月30日新築 経 過 年 数 約30年 経済的残存耐用年数 約10年
仕 様	屋 根 亜鉛メッキ鋼板 外 壁 モルタル吹付 内 壁 クロス貼 ほか 天 井 クロス貼 ほか 床 フローリング・畳・ビニールシート ほか 建 具 木製建具・アルミサッシュ等 設 備 電気・便所（水洗）・風呂・上水道・下水道 そ の 他 なし
床面積（現況）	1階 94.40 m ² 、2階 33.12 m ² 、延べ 127.52 m ²
現況用途等	現況用途 居宅 間 取 り 建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状況	普通
ロ. 区 分	附属建物 符号1
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日 平成17年月5日30日新築 経 過 年 数 約20年 経済的残存耐用年数 約7年
床面積（現況）	17.39 m ²
現況用途等	現況用途 物置 間 取 り 建物間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の状況	普通
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり

特 記 事 項	附加物・従物等：テラス・ベランダ そ の 他：なし
---------	------------------------------

第5. 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

(万円未満四捨五入)

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	30,500	1.02	287.00	0.90	8,040,000

ア. 標準画地価格（地価公示価格等からの規準）

寒河江－2

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 27,100 \text{ 円/㎡} & \times & 100.3/100 & \times & 100/100 & \times & 100/89 & = & 30,500 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時 点 修 正：標準価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：補正なし

◇地 域 格 差：街路、交通接近、環境条件、行政的条件等を考慮して－11%とした。

イ. 個 別 格 差：角地 ＋2

ウ. 地 積：登記数量による

エ. 建付減価補正率：築年数の経過した建物が存すること等を考慮し－10%と査定した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

（万円未満四捨五入）

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ＝エ
主である 建物	165,000	127.52	0.16	3,370,000
附属建物 符号 1	100,000	17.39	0.16	280,000
合計				3,650,000

ウ．現価率

＜物件 2 主である建物＞

経過年数 30 年、経済的残存耐用年数 10 年、観察減価 35%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = (\text{経済的残存耐用年数 10 年} / \text{経済的全耐用年数 40 年}) \times (1 - \text{観察減価 0.35}) = 0.16$$

＜物件 2 符号 1＞

経過年数 20 年、経済的残存耐用年数 7 年、観察減価 40%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = (\text{経済的残存耐用年数 7 年} / \text{経済的全耐用年数 27 年}) \times (1 - \text{観察減価 0.40}) = 0.16$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権価格

(万円未満四捨五入)

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権価格 (円) ア×イ＝ウ
1	8,040,000	0.35	法定地上権	2,810,000

イ. 土地利用権等割合：法定地上権 35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

(万円未満四捨五入)

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	従物・附加 物の加算 ウ	占有 減価 修正 エ	市場性 修正 オ	競売市 場修正 カ	評価額 (円) (ア±イ+ウ) ×エ×オ×カ
1	8,040,000	-2,810,000	0	—	1.00	0.6	3,140,000
2	3,650,000	+2,810,000	0	—	1.00	0.6	3,880,000
一括価格(合計)							7,020,000

ウ. 従物・附加物：カーポート、テラス、ベランダ等を0円と査定。

エ. 占有減価修正：特にない

オ. 市場性修正：特にない

カ. 競売市場修正：競売特有の事情による減価割合-40%と査定。

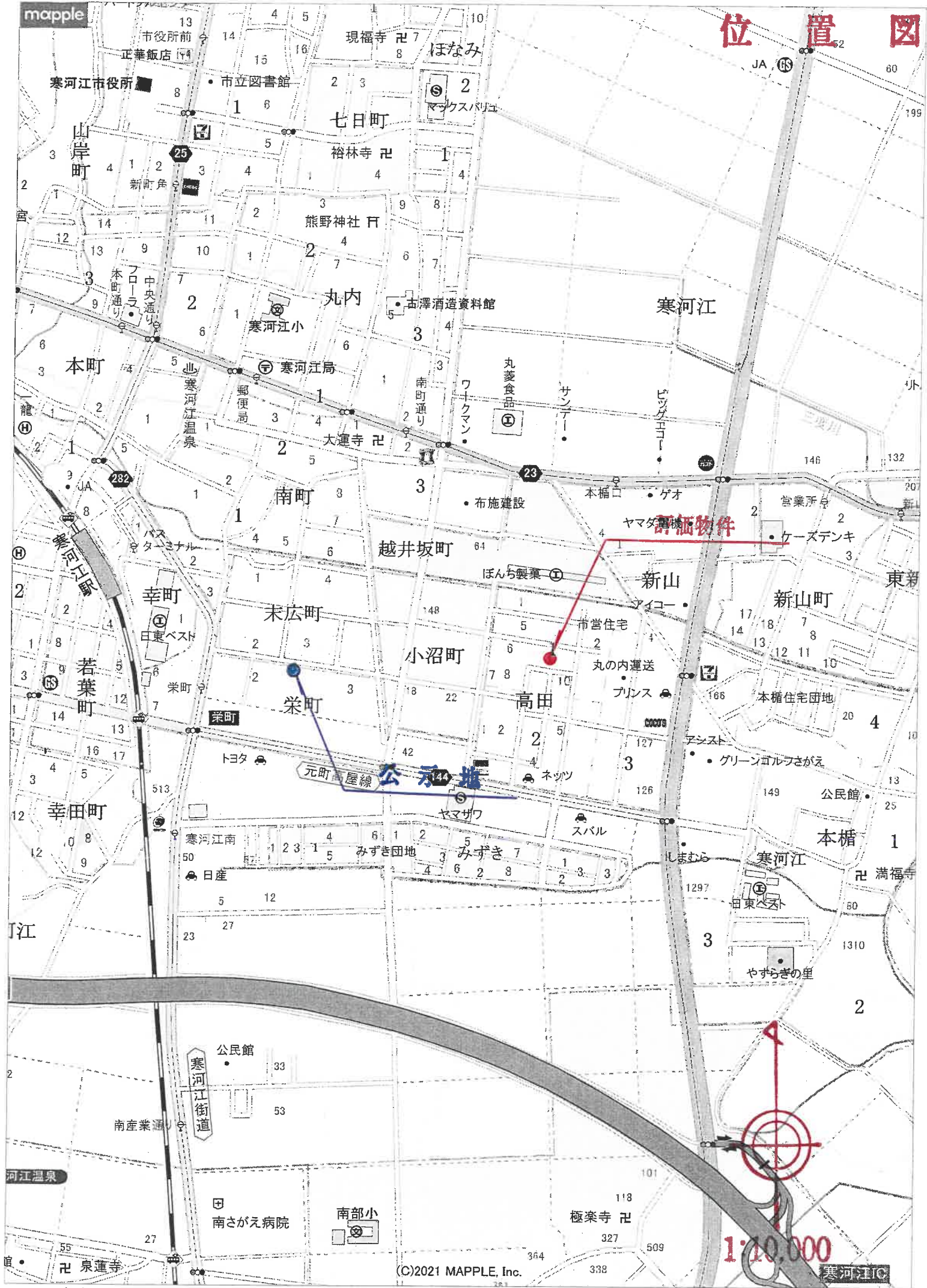
第 6 . 参考価格資料

1	地価公示価格等	寒河江－ 2
	所 在	寒河江市栄町 105 番 1 「栄町 3-5」
	価 格	27,100 円／㎡
	位 置	J R 左沢線寒河江駅から南東方道路距離約 550m に位置する。
	価 格 時 点	令和 7 年 1 月 1 日現在
	地 積	276 ㎡
	供 給 処 理 施 設	水道、下水
	接 面 道 路	北 6m 市道
	用 途 指 定 等	非線引都市計画区域 第 2 種中高層住居専用地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
	地 域 の 概 要	一般住宅が多く建ち並ぶ住宅地域

第 7 . 付 属 資 料

- 1 位 置 図
- 2 公 図 写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 建 物 配 置 図
- 5 建 物 間 取 図

以 上





(座標値種別：図上測定)

土地院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見山

高田 17

132810

平成24年5月24日除却

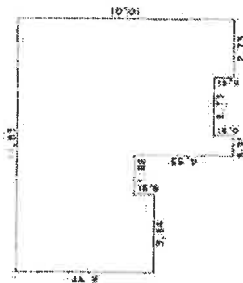
各階平面図

建物図面

家屋番号 6番9

建物の所在 豊河江市高田一丁目6番地9

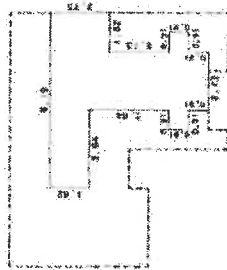
1 階



求積表

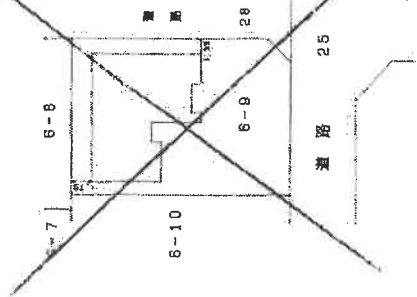
6.37	X	3.64	=	23.1868
5.46	X	1.82	=	9.9372
10.01	X	0.91	=	9.1091
9.10	X	2.73	=	24.8430
10.01	X	2.73	=	27.3273
合計				94.4034
床面積				94.40 m ²

2 階



求積表

1.82	X	3.64	=	6.6248
0.91	X	0.91	=	0.8281
7.28	X	2.73	=	19.8744
2.73	X	1.82	=	4.9686
0.91	X	0.91	=	0.8281
合計				33.1240
床面積				33.12 m ²



(目録12)

(目録1)

作製者

縮尺 1/250

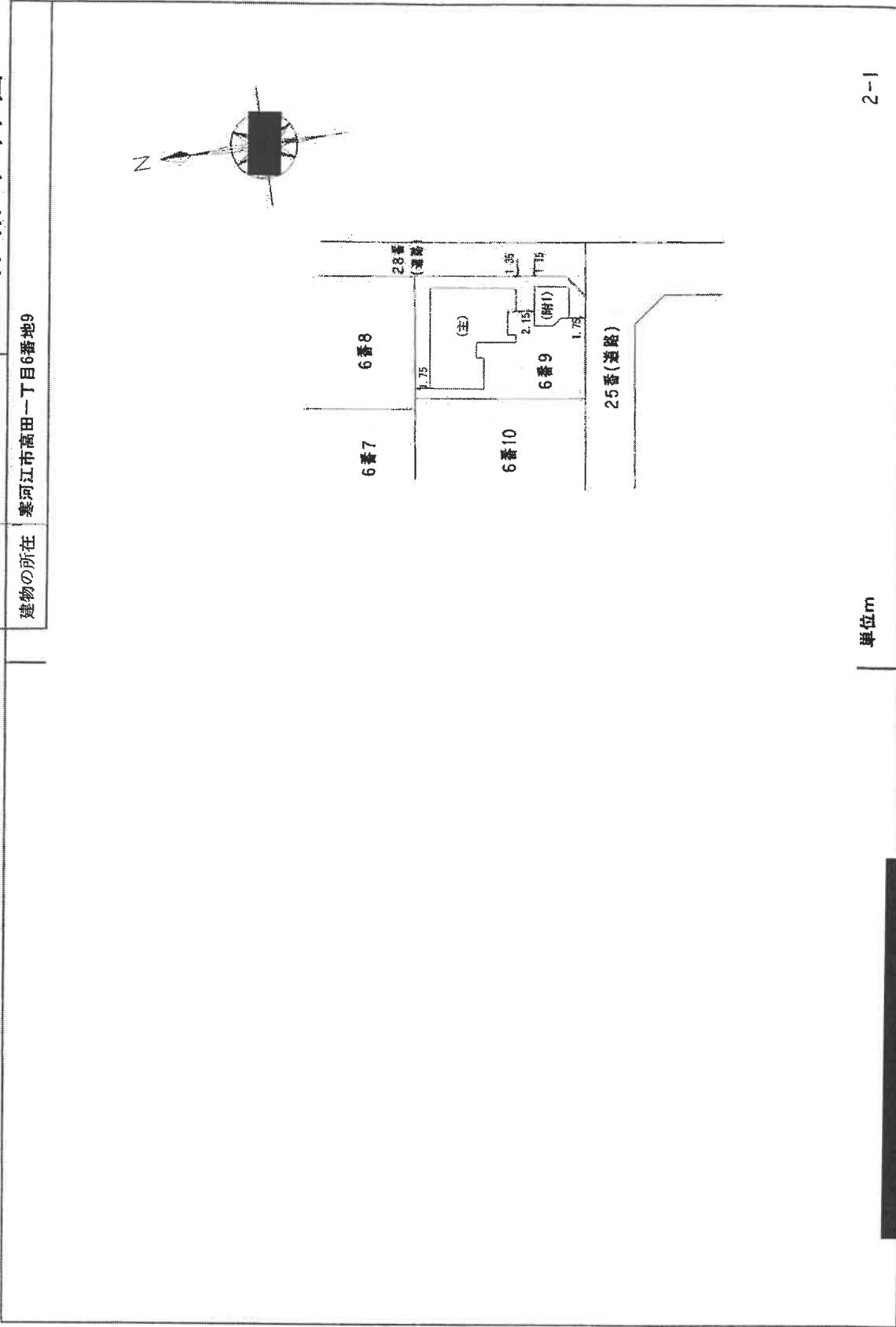
申請人

縮尺 1/500

各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号	6番9
建物の所在	寒河江市高田一丁目6番地9



作成者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号	6番9
建物の所在	寒河江市高田一丁目6番地9

符 1



求 積 表	
3.640×4.095	$= 14.905800$
$(3.185 + 2.275) \times 0.910 / 2$	$= 2.484300$
合 計	17.3901000
床面積	17.39 m ²

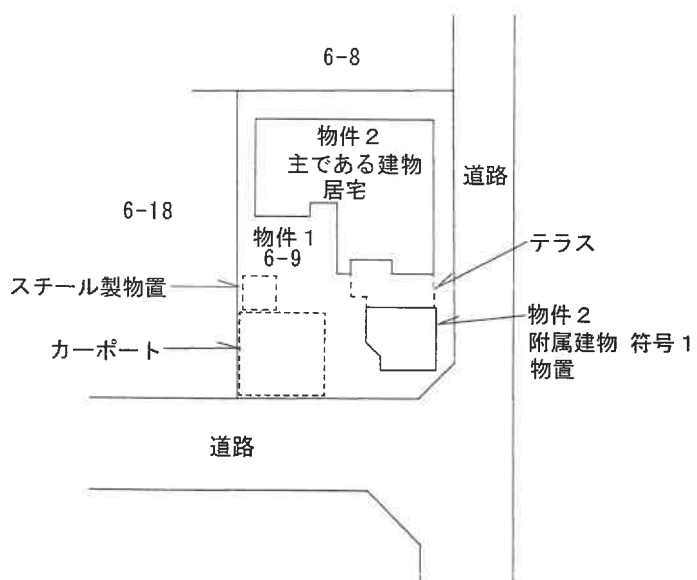
(日製建2)

単位m

作成者	縮尺 1/250	2-2
申請人	縮尺 1/250	

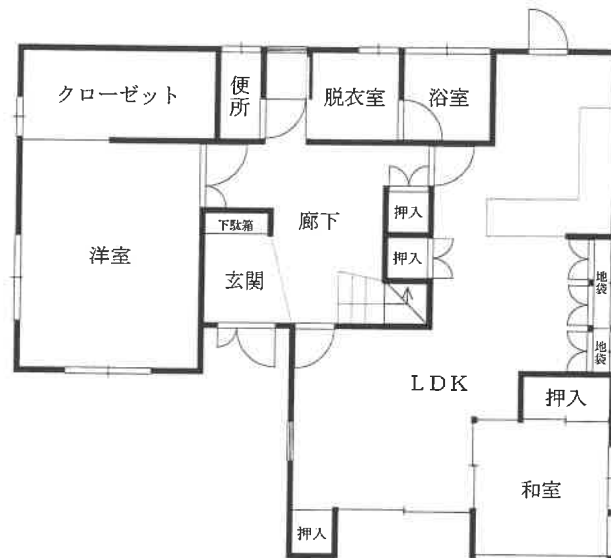
(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

建物配置図 S=1:500



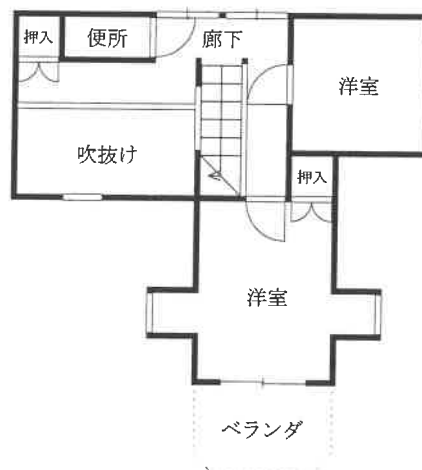
建 物 間 取 図

物件 2 主である建物



1F

(94.40㎡)

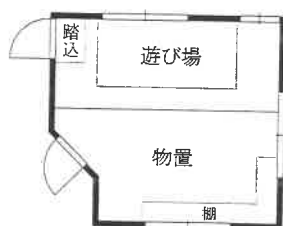


2F

(33.12㎡)

建 物 間 取 図

物件 2 附属建物 符号 1



1F (17.39m²)